

議案第 59 号

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 2 月 23 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 24 年川崎市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中「及び第 50 条」を「、第 50 条及び第 74 条」に改める。

第 74 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

- (1) 児童指導員、保育士又は学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2 年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。） 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供

に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア 障害児の数が10人までのもの 2人

イ 障害児の数が10人を超えるもの 障害児の数を5で除して得た数

第74条第2項及び第5項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第78条の次に次の1条を加える。

(情報の提供等)

第78条の2 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定放課後等デイサービス事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

3 指定放課後等デイサービス事業者は、第79条において準用する第27条第3項の規定により、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

(1) 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者

の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

- (2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
- (3) 指定放課後等デイサービスの事業の用に供する設備及び備品等の状況
- (4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
- (5) 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
- (6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
- (7) 指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

4 指定放課後等デイサービス事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第79条中「から第51条まで」を「、第50条、第51条」に改める。

第80条第1項第1号中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第82条前段中「から第51条まで」を「、第50条、第51条」に、「及び第78条（第1項を除く。）」を「、第78条（第1項を除く。）及び第78条の2」に改め、同条後段中「第78条第1項から第3項まで」を「第78条第2項及び第3項」に改め、「第3項」との次に「、第78条の2第3項中「第79条」とあるのは「第82条」と」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の条例第74条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者については、改正後の条例第74条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例第80条第1項に規定する基準該当放課後等デイサービスに関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者については、改正後の条例第80条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者とし、そのうち半数以上を児童指導員又は保育士とすること等のため、この条例を制定するものである。